

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和8年3月10日

鹿児島地方法務局 登記官 小関寿春

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)	抹消する登記事項	登記すべき事項
3400-2024-0118	鹿児島県指宿市十二町字源ヶ平 5 2 4 6 番	山林	7 4 3	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者がいない（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）
3400-2024-0119	鹿児島県指宿市十二町字二反尾 5 2 7 6 番	山林	5 1 5	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者がいない（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）
3400-2024-0120	鹿児島県指宿市十二町字二反尾 5 2 7 7 番2	畑	8 4 6	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者がいない（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）